

野田市行政組織規則及び野田市公共  
施設等老朽化対策専門委員設置規則の  
一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月23日

野田市長 鈴木 有

## 野田市規則第48号

### 野田市行政組織規則及び野田市公共施設等老朽化対策専門委員設置規則の一部を改正する規則

(野田市行政組織規則の一部改正)

第1条 野田市行政組織規則(昭和54年野田市規則第25号)の一部を次のように改正する。

別表第1 総務部の項営繕課の目第2号中「公共施設等老朽化対策」を「公共施設等の適正な維持管理」に改める。

(野田市公共施設等老朽化対策専門委員設置規則の一部改正)

第2条 野田市公共施設等老朽化対策専門委員設置規則(令和2年野田市規則第55号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

#### 野田市公共施設等適正管理専門委員設置規則

第1条中「老朽化対策」を「適正な維持管理」に、「野田市公共施設等老朽化対策専門委員」を「野田市公共施設等適正管理専門委員」に改める。

第2条第1号及び第2号中「野田市公共施設等老朽化対策計画」を「野田市公共施設等適正管理計画」に改め、同条第3号中「老朽化対策」を「適正な維持管理」に改める。

第3条中「老朽化対策」を「適正な維持管理」に改める。

第6条中「総務部営繕課において行う」を「市長の定めるところによる」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。